厚木市議会インタ-ネット議会中継に関する要綱

（目的）

第1条　この要綱は、厚木市議会（以下「市議会」という。）のインタ－ネットによる中継(以下「議会中継」という。)の方法及び内容等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(議会中継の方法)

第2条　議会中継は、生中継及び録画放映とする。

(対象とする会議)

第3条　議会中継の対象とする会議は、本会議、常任委員会、特別委員会とする。

(議会中継の配信日)

第4条　議会中継の配信日は、次のとおりとする。

(1)　生中継は、前条の会議開会日の開会から閉会までとする。

(2)　録画放映は、前条の会議のあった日の7日程度後(土・日・祝日を除く)から、会議の会議録を市ホ－ムペ－ジに掲載するまでの間(約3カ月程度)とする。

（映像等の内容）

第5条　生中継にあっては、会議の映像及び音声を生放送する。

ただし、議長又は委員長が放映を適当でないと認めたときは、放映を中止又は停止することができる。

２　録画放映にあっては、生中継の録画を放映する。

ただし、個人情報等の特段の事情がある場合は、映像及び音声内容の一部を編集し放映するものとする。

（運用）

第6条　配信停止後の録画映像は、議会事務局が3カ月間保管し、市民等の申出により貸し出すことができる。

(事務)

第7条　議会中継に関する事務は、議会事務局が行う。

（その他）

第8条　この要綱に定めるもののほか、議会中継の方法、内容及び編集に関して必要な事項は、その都度議会運営委員会が決定する。

附　則

１　この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

２　この要綱は、平成20年厚木市議会12月定例会から適用する。